内閣衆質二〇一第一〇八号

令和二年三月十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員大河原雅子君提出新型コロナウイルス感染症患者の退院の判定に抗体価検査を用いることに関

する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大河原雅子君提出新型コロナウイルス感染症患者の退院の判定に抗体価検査を用いること

に関する質問に対する答弁書

から四までについて

お尋ね \mathcal{O} 「国は測ることとしている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 新型コロナウイ

ルスに係る御指摘の 「抗体価検査」については、 現時点において新型コロナウイルス感染症にか かってい

るかどうかの判定等の方法が確立していないものと承知している。

新型コロナウイルス感染症にかかった者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号) の規定により入院した場合、 その退院に当たっては、 新 型 コ 口 ナ クウイ ル ス感

染症 の病原体を保有していないことを確認するため、 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

三日付け健感発〇二〇三第三号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) する法律における新型コロ ナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて」(令和) により、 当該入院した者に対し、 二年二月

御指摘 \mathcal{O} 「PCR検査」を行うこととされている。

五について

お尋ねの「検査の感度と特異度」については、令和二年二月二十五日の衆議院予算委員会第五分科会に

おいて、 脇田国立感染症研究所長が「今後、新型コロナウイルス感染症の検査データが蓄積されることに

よりまして、 臨床診断の場で検討されるもの」と答弁しているところであり、現時点においてお答えする

ことは困難である。

六及び七について

お尋ねの「どのような方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 国立感染症研究所におい

ては、 新型コロナウイルス感染症に係る研究を実施するに当たって、 蛍光抗体法等により御指摘の 「抗体

力価」を調査する場合があり、 令和二年三月十七日までに、二例の調査を行ったものと承知している。

八について

お尋ねについては、政府として把握している限りでは、令和二年三月十七日現在、二人である。